

農地の有効利用のために…

改正農地法により、農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行うことが義務づけられています。(農地法第30条)

農業委員会では、地区担当委員が日常的に農地の利用状況調査を行います。さらに10月には全市一斉調査を予定しています。

遊休農地の所有者に対しては…

→農業委員会が農地の農業上の利用に関する意向調査を行い、農地中間管理機構への貸し付け等を促します。

所有者が分からない遊休農地は…

→知事の裁定で農地中間管理機構が利用権を取得できるよう措置を行います。

所有する農地についての相談は、地区担当農業委員または農業委員会事務局(54-2121内線354)へご連絡ください。

農政課よりお知らせです



①ケイ酸資材購入経費・堆肥購入経費を補助します。

ケイ酸資材購入経費の補助

⇒市内での主食用水稻の作付において幼穂形成期後の追肥に施用するケイ酸資材の購入費の1/3以内、ただし、特別栽培米を生産する圃場については、2/3以内となります。

堆肥購入経費の補助

⇒施設野菜等に施用するため市外から購入する堆肥の運搬費を、1トン当たり2,500円を限度に補助します。

詳細は農政課農政係(54-2121内線352)もしくは農協営農課(54-3181)にご相談ください。

②狩猟免許取得に係る費用を補助します。

近年、エゾシカ等による農業被害が多くなっていますが、自ら被害の防止・軽減のために狩猟免許の取得したい方は、砂川市と有害鳥獣対策連絡協議会より予備講習の受講料と狩猟免許試験の申請料を助成します。

詳細は農政課農政係(54-2121内線353)にご相談ください。